

1.建設キャリアアップシステム登録の3つのポイント

ポイント1 申請手続きの前に

①申請方法を選ぶ		②手続き前に「申請ガイダンス」を確認する
	要予約 - 登録機関へ来所し申請 - 専用申請用紙に記入提出	キャリアアップシステムHP「各種資料」→「登録関係資料」 「技能者情報登録申請書」の手引 「事業者情報登録申請書」の手引
	24時間いつでも申請可能 - お持ちのPC・スマホで申請 - 技能者は簡略型登録が可能	

ポイント2 データの事前準備（インターネット申請の場合）

①JPEGに変換	②申請者ごとにフォルダ分け
システムに登録する証明書類は全てJPEGに変換	PCに技能者ごとのフォルダを作成し、JPEGファイルを収納

ポイント3 申請手続きについて

①事業者登録→技能者登録の順番がスムーズ！

- まずは事業者登録を済ませて「事業者ID」を取得した後で、技能者登録申請をしてください。

②技能者の代行申請の際には—

- 所属事業者や元請が登録申請（代行申請）を行うことが可能。代行申請には**事業者IDが必要**です。

③一人親方は「事業者」「技能者」両方の登録申請が必要です。

2.建設キャリアアップシステムのホームページ

🔍 <https://www.ccus.jp/>

建設キャリアアップシステム 事業者登録 技能者登録 ログイン

CCUSについて 登録する CCUSを使う 各種資料 説明会・サポート FAQ（よくあるご質問）

建設業と技能者を支える
建設キャリアアップシステム

CCUSについて >

登録
登録する

認定登録機関

CCUSを使う

CCUSチャンネル

FAQ（よくあるご質問）

各種資料

ホーム > 各種資料

CCUS・登録関係資料 シンボルマーク 建設キャリアアップシステム連携 パンフレット等
リンク用バナー 関係法令・通達等 統計資料 運営協議会

CCUS登録・運用関係資料

登録関係資料 運用関係資料

登録画面へ

建設キャリアアップシステム 事業者登録 技能者登録 ログイン

CCUSについて 登録する CCUSを使う 各種資料 説明会・サポート FAQ（よくあるご質問）

登録する

ホーム > 登録する

登録のポイント

ポイント①
申請方法は、インターネット申請と窓口（認定登録機関 ※要予約）申請の2通りがあります。

ポイント②
事業者登録は「技能者登録」の申請を前提として行います。

ポイント③
技能者登録は「技能型」と「昇進型」の2種類の登録方法があります。

事業者登録

はじめに登録（申請）する方は、まずは「インターネット申請ガイドンス」、「冊子マニュアル（動画）」をご覧ください。
<各種資料：ダウンロードしてご利用ください>

▼インターネット申請ガイドンス（事業者情報登録） ▼証明書見本一覧
▼コード表一覧

事業者登録をする

→ インターネットで申請する

技能者登録

はじめに登録（申請）する方は、まずは「インターネット申請ガイドンス」、「冊子マニュアル（動画）」をご覧ください。
<各種資料：ダウンロードしてご利用ください>

▼インターネット申請ガイドンス（技能者情報登録） ▼証明書見本一覧
▼コード表一覧

技能者登録をする

→ インターネットで申請する

→ 認定登録機関窓口で申請する

申請関係資料(申請ガイドンス・コード表・証明書類見本)

「技能者情報登録申請書」の手引 「事業者情報登録申請書」の手引

登録申請書コード表 証明書類見本一覧技能者編 証明書類見本一覧事業者編

UP 3.建設キャリアアップシステム認定登録機関一覧

新規登録が早くて安心の「登録窓口」(認定登録機関)は、現在、全国に204箇所あります。新規の事業者登録・技能者登録をお急ぎの皆様は、是非、認定登録機関をご利用ください。申請書類も入手できます。 ※お越しの際は、受付時間など必ず電話でご確認ください。

①CCUSToppページ内「認定登録機関」をクリック

建設キャリアアップシステム

事業者登録 技能者登録 ログイン

CCUSについて 登録する CCUSを使う 各種資料 説明会・サポート FAQ (よくあるご質問)

建設業と技能者を支える 建設キャリアアップシステム

CCUS

CCUSについて >

登録 登録する

認定登録機関

CCUSを使う

CCUSチャンネル

FAQ (よくあるご質問)

システム運用状況

就業履歴登録 アプリケーション 建レコ・カードリーダー

就業履歴データ登録 標準API連携認定システム

各種資料

登録事業者検索

②PDFページが開きます (随時更新)

○「認定登録機関」とは、申請書類の受け取りや記入補助を行い、本人情報や資格等の真正性を確認し、「登録のできる窓口」機関です。

- 悪天候等の都合により受付時間等が変更となる場合もございますので、窓口にお越しの際は事前に電話確認をお願い致します。
- 申請書を持参の際、「登録申請書専用封筒」に申請書類一式を入れてご持参ください。
- 【注1】申請書は事前に記入し、登録料を支払った上で窓口に来訪してください。
- 【注2】記入漏れ、添付書類ミスによる申請不備が多く発生しています。「手引き」やホームページに掲載している「留意事項」を確認の上、ご記入ください。
- 【注3】技能者申請において、運転免許証、マイナンバーカードおよびパスポートを保有していない場合、本人確認のため、下記認定登録機関に申請者本人の来訪が必要となります。

認定登録機関

CCUS運営主体 (建設業振興基金)

準備 受付 審査・不備対応 申請内容登録 登録後

登録が初めて 申請書 添付書類 提出 審査・不備対応 内容確認 登録 登録後

申請者 技能者 事業者

申請者 ID の発行は 登録料のお支払いを 確認した後にあります。

建設キャリアアップシステム認定登録機関リスト

2021年9月1日 更新

山形県	名称	住所	電話	H P	受付時間	備考
認定登録機関	行政書士法人ワンチーム	山形市七丁目1-4-10	023-631-6305	https://www.1team-y.com/	9:00-17:00	土日・祝日・年末年始は休み、12時～13時の時間帯は不在 ※要予約

宮城県	名称	住所	電話	H P	受付時間	備考
認定登録機関	宮城県建設職組合連合会	仙台市宮城野区二十町301-3 宮城県建設業国民健康保険組合会館2階	022-792-7031	https://miyagi-kenren.com/	9:30-16:00	土日・祝日・年末年始は休み、12時～13時の時間帯は不在 ※要予約

福島県	名称	住所	電話	H P	受付時間	備考
認定登録機関	福島県建設労働組合連合会	安達郡大玉村玉井字北ノ内65-1	0243-68-2121	http://kenetofukushima.jp/	10:00-16:00	土日・祝日・年末年始は休み、12時～13時の時間帯は不在 ※要予約

茨城県	名称	住所	電話	H P	受付時間	備考
認定登録機関	全建設茨城県建築連合会	水戸市河和田町4362-35	029-257-6761	http://www.i-kenren.sakura.ne.jp/	9:00-16:00	土日・祝日・年末年始は休み、12時～13時の時間帯は不在 ※要予約
認定登録機関	日立市建設組合	日立市本宮町3-26-37	0294-21-0711	http://www.hitachibuilding.or.jp/	9:00-16:00	土日・祝日・年末年始は休み、12時～13時の時間帯は不在 ※要予約
認定登録機関	全建設水戸市建築業組合	水戸市住吉町63-1	029-239-3731		9:00-16:00	土日・祝日・年末年始は休み、12時～13時の時間帯は不在 ※要予約
認定登録機関	猿島土建一役労働組合	古河市高野671-1	0280-23-4773		9:00-16:00	土日・祝日・年末年始は休み、12時～13時の時間帯は不在 ※要予約
認定登録機関	首都圏建設産業ユニオン 茨城支部	つくば市高見原1-1-29	029-871-0219		9:30-16:00	土日・祝日・年末年始は休み、12時～13時の時間帯は不在 ※要予約

栃木県	名称	住所	電話	H P	受付時間	備考
認定登録機関	全建設栃木県建設労働組合	宇都宮市宝木町2-944-3	028-652-5910	http://www.tochigikenren.org/	9:00-16:00 受付停止中	土日・祝日・年末年始は休み、12時～13時の時間帯は不在 ※要予約 前記で定める機関に支店が設けられているため、支店が開業、受付停止をします。
認定登録機関	全建設栃木県建設労働組合 県北事務所	矢板市川崎反町300-1	0287-43-3881	http://www.tochigikenren.org/	9:00-16:00 受付停止中	土日・祝日・年末年始は休み、12時～13時の時間帯は不在 ※要予約 前記で定める機関に支店が設けられているため、支店が開業、受付停止をします。

4.建設キャリアアップシステム認定登録機関での登録フロー

認定登録機関 で登録

..... 申請書類の受け取りや記入補助、及び本人情報や資格等の真正性を確認し、
情報をシステムに登録するなど、**運営主体と同程度の業務を行う機関**



不備書類への補記サポート 不備があった箇所は担当者が申請書に補記します。

【例】提出物のチェックミス

社会保険の加入証明(標準報酬月額決定通知書)に、
ご本人以外の情報が記載されています。

➡ マスキング処理します。

【例】チェック漏れ

社会保険加入状況のチェック漏れがありました。

➡ 加入にチェックします。

【例】日付の記入ミス

➡ 資格証の受講日に合わせて訂正します。



登録申請書の項目ごとに
「事務局チェック欄」にレ点を記入

技能者の登録料（税込）

●簡略型登録料：2,500円

※インターネット申請のみ受付

●詳細型登録料：4,900円

※ネット申請・認定登録機関いずれも可

●詳細型への移行：2,400円

※簡略型との差額分

※カードの有効期限は、いずれも10年
※有効期間内にカードの紛失・破損等があった場合は1,000円で再発行します

60歳以上の技能者の特例措置

①2023年3月迄にインターネット申請した60歳以上の方は、各登録料から**500円値引き**

●簡略型登録料：2,000円

●詳細型登録料：4,400円

●詳細型への移行：2,400円

②カードの有効期間は15年
(登録・更新時の年齢が60歳以上の方)

事業者の登録料・利用料（税込）

①事業者登録料（5年ごと）

資本金	新規・更新
500万円未満	6,000円
500万円以上1,000万円未満	12,000円
1,000万円以上2,000万円未満	24,000円
2,000万円以上5,000万円未満	48,000円
5,000万円以上1億円未満	60,000円
1億円以上3億円未満	120,000円
3億円以上10億円未満	240,000円
10億円以上50億円未満	480,000円
50億円以上100億円未満	600,000円
100億円以上500億円未満	1,200,000円
500億円以上	2,400,000円

※一人親方の方は事業者登録料は**無料**です
※個人事業主の方の登録料は6,000円です

②管理者ID利用料(毎年)

ID数	料 金
1あたり	11,400円 (950/月)
一人親方	2,400円 (200/月)

※交付した月ごとでまとめて登録責任者に請求されます

③現場利用料

就業履歴回数	料 金
1回	10円

※月ごとにまとめて**元請の登録責任者**に請求されます
登録責任者は現場ごとの利用状況等を閲覧できます

	事業者登録料	管理者ID利用料	現場利用料
請求時期	申請後、運営主体より請求	事業者登録により自動作成 月末締め、翌月初旬に請求書を送付 IDの追加手続きをおこなうと、 請求書を作成・送付	月末締め、管理者ID利用料と まとめて翌月初旬に請求書を送付 ただし、一定額（1,500円）に 満たない場合、最大6ヶ月間請求の 繰り越し
支払期限	※入金確認後、IDの通知	当初登録月の翌々月10日	履歴情報登録月の翌々月10日
支払方法	コンビニ・銀行・クレジット払い のいずれか	銀行振込	銀行振込

事業者登録は、①「事業者証明」と②「社会保険等の加入証明」の2つが必要

①事業者証明書類(写し)

JPEG

建設業許可がある場合

- ・「建設業許可証明書」または
- ・「建設業許可通知書」

※建設業許可番号から資本金などの建設業許可データを参照

建設業許可がない場合

法人

- ・「事業税の確定申告書」 または
 - ・「納税証明書+履歴事項全部証明書」
- ※資本金が確認できるもの

個人事業主と一人親方

- ・「納税証明書」
- ・「所得税の確定申告書」
- ・「個人事業の開始届」のうち1つ

②社会保険等の加入証明書類(写し)

JPEG

健康保険・年金保険

- ・領収済証等 **出納印あり**
- ・社会保険料 納入証明書 **証明者印あり**
- ・健康保険・厚生年金保険 適用確認願
- ・健康保険・厚生年金保険 被保険者 標準報酬月額決定通知書
- ・健康保険 / 厚生年金保険 被保険者賞与支払届

雇用保険

- ・雇用保険 適用事業所設置届 事業主事業所各種変更届 事業主控 **受領印あり**
- ・納付書・領収証書 **出納印あり**
- ・労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書 **受付印あり**
- ・労働保険料等納入通知書

その他、労災保険など

- ・建設業退職金共済契約者証
- ・中小企業退職金共済手帳
- ・労働者災害補償保険 特別加入申請書
- ・労災保険特別加入 加入証

❗ PDFは証明書類としてのアップロードはできません。

❗ 各証明書類の詳細は「事業者情報登録申請書」の手引き・証明書類見本一覧 事業者編をご確認ください。

7.技能者登録のインターネット申請手続について(本人確認書類)

本人確認には、【氏名、顔写真、現住所、生年月日】を確認できる書類が必要

本人確認書類(写し)

JPEG

日本国籍の方

下記のうち1点

- ・「運転免許証」
- ・「個人番号(マイナンバー)カード」

※「マイナンバーカード通知証」は認められません。

外国籍の方

下記のうち1点

- ・「特別永住証明書」
- ・「在留カード」

通称併記や旧姓表記を希望の場合

追加提出

- ・通称名・旧姓記載の住民票など

氏 名	〇 〇 一 郎		昭和 00 年 00 月 00 日生
住 所	東京都〇〇区〇〇町 0-0-0		
交 付	令和 00 年 00 月 00 日 01234		
0000年(令和00年)00月00日まで有効			
免許の 条件等	眼鏡等 中型車は中型車(8t)に限る		運 転 免 許 証 〇〇〇 公安委員会
優 良			
番 号	第 000000000000 号		
二・小・原 他 二 種	平成00年00月00日 種 〇〇〇 平成00年00月00日 類 〇〇 平成00年00月00日 類 〇〇		

※文字が読み取れること

※有効期限内のもの

※本人以外の情報記載には、必ずマスキング(消す)

パスポートを提出する場合(写し)

「パスポート」+「住民票」など
現住所の記載がある公的身分証明書の計2点を提出

❗ PDFは証明書類としてのアップロードはできません。

❗ 各証明書類の詳細は「インターネット申請ガイドンス」「技能者情報登録申請書」の手引き・証明書類見本一覧 技能者編をご確認ください。

社会保険・保有資格・学歴に関する証明書類など(写し)

JPEG

加入社会保険等証明書類(一例)

健康保險 健康保險被保險者証

年金保険 厚生年金等加入証明書

年金保險 健康保險・厚生年金保險被保險者標準報酬月額決定通知書

雇用保険 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(被保険者通知用)

建設業退職金共済手帳

中退共 中小企業退職金共済手帳

特別労災 労働者災害補償保険特別加入申請書

特別労災 労災保険特別加入 加入証

登録基幹技能者証明書類

保有資格証明書類

研修受講証明書類

- ❗ 有効期限内かつ鮮明(文字が読み取れる)であること。
- ❗ 本人以外の情報記載には、必ずマスキング(消す)をして下さい。

健康保険 被保険者証		本人（被保険者）	00000
		記号	令和00年00月00日交付
		番号	
氏名	〇〇 一郎		
生年月日	昭和 00年 00月 00日		
性別	男		
資格取得年月日	平成 00年 00月 00日		
事業所名称	(株) 〇〇建設		
被保険者番号			
被保険者名称	全国健康保険協会 東京 支部		
被保険者所在地	〇〇区〇〇町〇〇-〇〇-〇〇		

登録建築板金基幹技能者講習修了証



修了証番号 第000000-00000号

氏 名 ○○ 一郎

(生年月日 昭和00年00月00日)

実務経験を有する建設業の種類

屋根工事業 板金工事業

この者は、建設業法施行規則第18条の3第2項第2号
の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します。

修了年月日 平成00年00月00日

有効期間 平成00年00月00日

一般社団法人日本建築板金協会

(登録番号 第21番)

労働安全衛生法による技能講習修了証明書

修了証明書番号	H00000000000
氏名	○ ○ ー 郎

生年月日 昭和XX年XX月XX日 性別 男性

発行日 令和XX年XX月XX日



有無	講習の 種類	警備 地機	解体 機	不整 所	シ オ	玉 垂	床 ク	小 ク	カ 破	地 止	す 踏	型 碎	足 場	鉄 骨	鋼 構	コ 橋
有無	探掘	掘建	掘建	掘建	掘建	掘建	掘建	掘建	掘建	掘建	掘建	掘建	掘建	掘建	掘建	掘建

厚生労働省指定機関

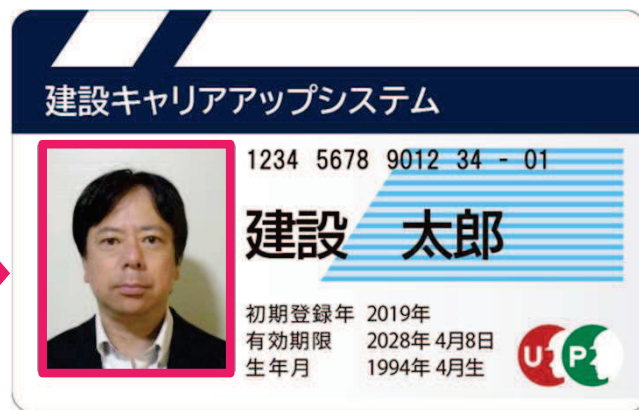
〇〇〇〇

カード用写真



JPEG

CCUSカードに印刷



適切な写真の例

- 6か月以内に撮影したもの
- 正面・無帽・無背景のもの

不適切な写真の例

- ✕ 帽子・マスク・サングラス・色眼鏡などを着用
- ✕ 顔に影ができています
- ✕ 不鮮明
- ✕ 白黒写真



! カード用写真の撮影時・アップロード時の注意点 !

- ! 画像をアップロードする際、トリミング(画像編集)ができます。
- ! デジタルカメラやスマートフォンで撮影する場合、鮮明に撮影したものを提出してください。
- ! 画像アップロードの際には写真用枠内より少し大きめに拡大してください。枠と同サイズにするとアップロードできません。

10.技能者登録項目(簡略型・詳細型)

簡略型

	項目	必須	入力項目
1	本人情報	☐	技能者氏名
		☐	生年月日
		☐	性別
		☐	血液型
		☐	国籍（外国籍の方のみ）
		☐	現住所
		☐	電話・FAX番号（いずれか）
		☐	メールアドレス
			CCUSカード送付先（現住所と違う場合のみ）
			緊急連絡先:住所（現住所と違う場合のみ）
		☐	緊急連絡先:電話番号
		☐	緊急連絡先:氏名
2	所属事業者情報	☐	所属事業者（※1）
3	職種	☐	職種選択
4	経験等		過去の経験(自由記述)
5	社会保険	☐	健康保険（※2）
		☐	年金保険（※2）
		☐	雇用保険（※2）
6	建退共	☐	被共済者番号（※2）
7	中退共	☐	（※2）

詳細型

	項目	必須	入力項目
8	労災保険特別加入	☐	労災保険整理番号（※2）
9	健康診断		健康診断種別コード
10	学歴		学校名
11	登録基幹技能者資格		資格名選択
12	保有資格等		資格名選択
13	研修等受講履歴		研修名
14	表彰履歴		表彰名

簡略型は7項目、詳細型は14項目の登録が必要

※1 基本情報は事業者登録情報から参照。
メールアドレス・雇用形態を入力。

※2 加入の有無についての選択及び加入している場合の
必要項目の入力が必要。

11.代行申請について(技能者・事業者登録)

代行申請とは、技能者や事業者の新規申請において、申請者本人に代わって、申請者本人から同意を得た所属事業者・元請事業者・上位下請事業者等が申請を行うことです。

1. 代行申請に必要な準備

- ①建設キャリアアップシステムに事業者登録を行い、事業者IDを取得しておくこと
- ②技能者の代行申請の場合、技能者本人から「代行申請同意書」により同意を得ること
- ③事業者の代行申請の場合、事業者代表者から「代行申請同意書」により同意を得ること
- ④技能者、事業者代行申請とも「個人情報の取り扱い同意書」「利用規約同意書」に同意を得ること

※技能者登録を所属事業者以外が代行申請する場合には、所属事業者からも「代行申請同意書」を取得する必要があります。

2. 「代行申請同意書」「個人情報の取り扱い同意書」「利用規約同意書」の用意

建設キャリアアップシステムホームページ「代行申請」タブの「同意書の準備」からダウンロード

The screenshot shows the CCUS (建設キャリアアップシステム) homepage. A red box highlights the '代行申請' (Proxy Application) tab in the navigation menu. Below it, a red box highlights the '同意書の準備' (Preparation of Consent Forms) link. Arrows point from these links to three sample forms: '代行申請同意書' (Proxy Application Consent Form), '個人情報の取り扱い同意書' (Personal Information Handling Consent Form), and 'システム利用規約同意書' (System Terms of Use Consent Form). The forms are categorized by user type: '技能者用' (For Skill Workers) and '事業者用' (For Businesses).

UP 12. 代行申請の流れ



STEP1 「代行申請同意書」「個人情報の取り扱い同意書」「利用規約同意書」を入手し、作成する。

STEP2 上記書類の他、本人確認書類等をすべてJPEG※に電子化する。
※スキャナー等またはデジカメ等でJPEG化します

STEP3 「1件登録(一人ずつの登録)」を行う。入力途中で一時保存も可能。入力完了後、申請。
※具体的な入力方法は『インターネット申請ガイダンス 技能者情報登録 Section4』を確認ください。

STEP4 支払い方法を選択。
※一人ずつ支払い方法(コンビニ払い・クレジットカード払い)を選択します。

エクセルフォーマットを利用して同時に多数を申請する方法もあります(少人数には不向き)。
フォーマットはホームページの「サポート」画面の「申請関係書類ダウンロード」から入手可能です。